

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 2 6 年 7 月 定例会

平成 2 6 年 7 月 2 8 日

目 次

平成 26 年 7 月定例会

7 月 28 日（月曜日）

出席議員氏名	1
欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
諸報告	3
議案上程（議第 6 号 及び 議第 7 号）	3
提案理由の説明……………広域連合長	3
補足の説明……………事業課長、会計管理者	4
決算審査意見の説明……………代表監査委員	9
質疑	9
討論	9
採決	9
議案上程（議第 8 号、議第 9 号 及び議第 10 号）	10
提案理由の説明……………広域連合長	10
補足の説明……………事務局次長、事業課長	10
質疑	12
討論	14
採決	14
広域連合長あいさつ	15
閉会	15

○出席議員（１５名）

１番	佐藤洋樹	議員	２番	鍵水一美	議員
３番	高橋勝文	議員	４番	浦山文一	議員
５番	菅根光雄	議員	６番	佐東貞美	議員
７番	大場勇人	議員	８番	山尾順紀	議員
９番	佐藤忠吉	議員	１０番	佐藤誠七	議員
１１番	蒲生光男	議員	１２番	遠藤榮吉	議員
１４番	岡村正博	議員	１５番	小松原俊	議員
１６番	富樫透	議員			

○欠席議員（１名）

１３番	本間正巳	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
代表監査委員	中村一明		
事務局長	富木慶太郎	事務局次長	佐藤浩之
会計管理者	設楽和由	事業課長	萩生田伸悟
総務係長	岡道弘	企画財政係長	渡辺和彦
資格管理係長	五十嵐智春	給付係長	伊藤直人

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	富木慶太郎	事務局次長（兼務）	佐藤浩之
書記（兼務）	岡道弘	書記	河内亮
書記	猪藤潤		

○議事日程第１号

平成26年7月28日（月）午後2時 開議

第1 議席指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員指名

第4 諸報告

・例月出納検査報告

・定例監査報告

第5 議第6号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第6 議第7号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議第8号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

第8 議第9号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第9 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時 開議

○議長(蒲生光男君) ただいまから、平成26年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、本間 正巳 議員です。出席議員は、15名で定足数に達しております。

日程第1 議席指定

○議長(蒲生光男君) 日程第1 議席の指定を行います。

6月告示の選挙で再選されました富樫 透 議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の席を議席といたします。

日程第2 会期の決定

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

3番 高橋 勝文 議員、4番 浦山 文一 議員を指名いたします。

日程第4 諸報告

○議長（蒲生光男君） 日程第4 諸報告を行います。

監査委員から、平成26年2月から平成26年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配布しております文書のとおり、平成26年6月19日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第5 議第6号 及び 日程第6 議第7号

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第5 議第6号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、及び日程第6 議第7号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） 議第6号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議第7号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び、後期高齢者医療特別会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

はじめに、一般会計の決算から申し上げます。一般会計につきましては、歳入の収入済額合計は、6億811万104円であり、歳出の支出済額合計は、5億6,370万3,539円となることから、歳入歳出差引額は、4,440万6,565円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。特別会計につきましては、歳入の収入済額合計は、1,528億9,212万1,248円であり、歳出の支出済額合計は、1,456億4,579万295円となることから、歳入歳出差引額は、72億4,633万953円となっております。

また、制度上、療養給付費負担金等の精算が、次年度となることから、繰越金には平成26年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

決算の内容については、「平成25年度主要な施策の成果報告書」と併せて、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 萩生田事業課長。

補足の説明

○事業課長（萩生田伸悟君） それでは、決算の付属資料でございます、別冊の「平成 25 年度主要な施策の成果報告書」についてご説明申し上げます。

はじめに一般会計と特別会計の決算概要がございますが、この後に説明させていただきます、一般会計と特別会計の決算説明に含まれておりますので省略させていただきます。

次に、3 被保険者の状況について申し上げます。平成 25 年度末の被保険者数は 19 万 1,018 人で、前年度より 222 人増加しており、山形県の人口に占める割合は 16.74%で前年度比 0.18%の増です。

4 保険財政の状況についても、決算状況で説明しますので省略させていただきます。

次に、5 保険給付事業ですが、平成 24 年度との比較では、給付額の計では、金額では 33 億 9,426 万円の増で 2.47%の伸びとなっております。

次に、件数の表がございますが、同じく件数の計では 17 万 3,000 件ほどの増で、前年度比 3.04%の伸びとなっております。

また、その下の平成 25 年度の給付費の詳細ですが、(1)の療養給付費の件数と金額を見ますと、件数ではわずか 2.57%の入院が、金額では全体の 46.02%を占めております。

次に、(2)の療養費の内訳ですが、内容の主なものは柔整療養費やあんまマッサージなどです。

参考として 1 人あたりの年間給付額がございます。平成 25 年度 1 人あたり 73 万 5,413 円でございます。前年度に比べ、1.68%ほどの増となっております。

次に、(3)審査支払手数料 と (4)電算処理手数料ですが、全国の広域の状況などを参考にしながら委託先の国保連合会と毎年協議を行っております。その結果、前年度と比べ、審査支払手数料は 1 件あたり 2 円の減額となっております。

続いて、6 保健事業ですが、健康診査事業と歯周疾患検診事業を実施しております。

(1)の健康診査事業は、県内全市町村に委託して実施しています。平成 23 年度から健診項目を増やして実施しています。目標受診率は 22%です。平成 25 年度は、3 万 3,471 人が受診し、受診率は 18.97%で、前年に比べ 1.52%向上しております。今後も受診率の向上に努めたいと思います。

次に、(2)の歯周疾患検診事業につきましては、平成 22 年度から実施している事業で、歯の喪失を予防し健康を維持できるように、前年度に 75 歳に到達した被保険者を対象に、山形県歯科医師会に委託して実施しています。

次に、次ページの上段③をご覧ください。歯周疾患検診の対象者は 1 万 3,572 人、そのうち、受診された方が 1,275 人で受診率は 9.39%となっております。歯周疾患を予防することは、全身の生活習慣病を予防することにもつながりますので、今後も重要な事業と位置付け取り組んでいきたいと考えております。

次に、7 医療費適正化事業ですが、医療費の適正化と抑制のため、レセプト点検事業と医療費

通知事業を実施しています。医療費通知事業では7月・11月・3月の年3回、受診された全被保険者に通知を差し上げております。

次に、(3)のジェネリック医薬品利用促進差額通知事業ですが、平成23年度からの新規事業として、8月と1月の年2回差額通知をお送りしております。その取り組みの結果としてジェネリック医薬品の利用状況については、今年2月時点の数量ベースで約49%となっております。

次に、(4)第三者行為求償事務事業ですが、この事業は、交通事故に係る求償事務について国保連合会に委託して実施しております。

次に、8 電算処理システム運用業務委託事業ですが、標準システムの運用及び保守・管理を国保連合会に委託して実施しております。

次に、9 被保険者証等作成及び封入封かん業務委託ですが、8月1日の被保険者証の一斉更新に合わせ、委託し実施しております。

次の、10 制度広報周知事業については、市町村と連携しながら広報を行ないました。パンフレットやリーフレットの作成にあたっては市町村担当者の意見要望を反映しながら、毎年改善に努めております。

次の、11 長寿医療懇談会は、本県の後期高齢者医療広域連合の運営が円滑になるよう被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見をいただくために開催しております。

昨年度は2回開催いたしております。

最後に、12 市町村後期高齢者医療事業に対する補助事業です。特別対策に関する広報に15市町村から取組んでいただいて約58万円、きめ細やかな相談のための体制の整備として5市町から相談スペースの整備をしていただき約98万円交付しております。また、長寿・健康増進事業では肺炎球菌の予防接種に全市町村から取組んでいただき2,765万円を交付しました。

以上、平成25年度主要な施策の成果報告書の説明を終了いたします。

決算については、説明員を交代いたします。

○会計管理者（設楽和由君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 設楽会計管理者。

○会計管理者（設楽和由君） 会計管理者の設楽でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合 一般会計、及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」についてご説明申し上げます。

まず、歳入をご説明申し上げます。1款 分担金及び負担金ですが、これは、市町村からの事務費負担金であり、予算現額5億3,972万7,000円に対し、調定額、収入済額とも同額となっております。

次に、2款 財産収入です。これは、財政調整基金及び臨時特例基金に係る利子収入で、収入済額は11万4,127円でございます。

次に、3款 繰越金です。これは平成24年度からの繰越金であり、収入済額は、6,771万9,477

円です。

次に、4款 諸収入です。1項 預金利子の収入済額は、5万4,761円、2項 雑入につきましては、収入済額、49万4,739円となっております。

以上、歳入合計については、予算現額6億811万5,000円に対し、調定額は、6億811万104円であり、収入済額も同額です。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。1款 議会費につきましては、支出済額は、54万5,135円となっております。

次に、2款 総務費でございます。1項 総務管理費の支出済額は、2億3,839万8,020円であり、966万8,980円の不用額となっております。不用額の主なものは、派遣職員人件費負担金の減でございます。

次の2項 選挙費では、直接請求などがなく、選挙管理委員会を開催する必要がなかったことから、支出はございませんでした。

3項 監査委員費の、支出済額は、8万6,098円となっております。

次に、3款 民生費でございます。支出済額は、3億2,467万4,286円でございます。2,957万6,714円の不用額でございますが、特別会計への事務費繰出金が見込を下回ったためでございます。

次に、4款 予備費でございますが、1,000円を、2款 総務費、3項 監査委員費に予備費充用いたしました。

以上、歳出合計では、予算現額6億811万5,000円に対して、支出済額は、5億6,370万3,539円であり、4,441万1,461円の不用額でございました。

それでは、続きまして「平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書」についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。1款 分担金及び負担金でございますが、これは、市町村で収納した保険料、並びに医療給付に対する市町村の負担金であり、調定額、収入済額とも同額の、228億837万7,900円となっております。

次に、2款 国庫支出金でございます。1項 国庫負担金につきましては、収入済額は、379億9,050万6,392円でございます。医療給付に対する国の負担金が、給付実績より多く交付されたことなどから、予算額に比べ約20億1,000万円の増となっております。

次に、2項 国庫補助金でございます。収入済額147億3,980万6,314円、予算額に比べ約3億1,000万円の増となっております。これは1目 調整交付金で、広域連合間における所得の格差是正のためなどに交付される普通調整交付金が、当初の見込みを上回っての交付となったためなどでございます。

また、3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金では、臨時特例基金の積立原資として国から交付されるものですが、これまでは、前年度中に交付を受け基金積立し、次年度に基金を活用するというパターンでありましたが、平成26年度の基金事業からは、現年度に交付を受けて基金積立し活用することとなったことから、前年度の25年度には交付金の交付がなかったものでございます。

次に、3款 県支出金、1項 県負担金でございます。収入済額は、117億4,741万5,295円となりました。医療給付実績が当初の見込みを下回ったため、これに応じた交付となり、予算額に比べ約5億6,000万円の減となりました。

次に２項 県財政安定化基金支出金では、平成 24 年度の剰余金が基金交付予定額を上回ったことから、交付はありませんでした。

次に、４款 支払基金交付金でございますが、収入済額は、584 億 4,138 万 4,000 円でございます。こちら、医療給付実績が見込みを下回ったため、これに応じた交付となり、予算額に比べ、約 20 億 6,000 万円の減となっております。

次に、５款 特別高額医療費共同事業交付金でございますが、収入済額は、2,137 万 8,537 円でございます。

次に、６款 繰入金、１項 一般会計繰入金でございますが、これは、一般会計からの事務費繰入で、収入済額は、３億 2,467 万 4,286 円でございます。

次に、２項 基金繰入金でございます。収入済額は、11 億 1,829 万 2,405 円で、保険料の軽減額などが見込みより少なかったため、臨時特例基金からの繰入必要額が減少したことにより、予算額に比べ約 4,300 万円の減となっております。

次に、７款 繰越金でございますが、これは平成 24 年度からの繰越金であり、収入済額は、55 億 6,491 万 918 円となっております。

次に８款 諸収入、１項 延滞金、加算金及び過料につきましては、収入済額は、74 万 2,885 円、２項 預金利子につきましては、649 万 9,858 円の収入済額でございます。

次に３項 雑入でございますが、収入済額は１億 2,813 万 2,458 円となっております。２目 返納金中、収入未済額が 9 万 805 円ございます。これは、所得の修正申告等により、医療機関窓口で支払う自己負担割合が、さかのぼって１割から３割に変更となったため、保険給付した分を被保険者から返納してもらうものなどがございますが、年度内に返納されなかったことから、収入未済額となったものでございます。

以上、歳入合計では予算現額 1,531 億 7,196 万 3,000 円に対し、調定額 1,528 億 9,221 万 2,053 円、収入済額 1,528 億 9,212 万 1,248 円、収入未済額 9 万 805 円でございます。不納欠損額はございません。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。１款 総務費、１項 総務管理費は、支出済額 3 億 6,080 万 617 円で、2,977 万 8,383 円の不用額でございます。不用額の主なものとしては、役務費では、審査支払手数料について療養費のレセプト件数が見込みを下回ったこと、償還金利子及び割引料では、一時借入の必要がなかったため、借入利息が全額不用となったこと、などがございます。

次に、２款 保険給付費、１項 療養諸費は、支出済額 1,392 億 1,022 万 6,860 円となっており、65 億 4,768 万 5,140 円の不用額でございます。主なものとしては、１目 療養給付費で、診療報酬等の請求が、見込みを下回ったことなどがございます。

次に、２項 審査支払手数料は、支出済額 4 億 5,093 万 5,720 円でございます。1,203 万 1,280 円の不用額でございますが、レセプトの件数等が見込みを下回ったためでございます。

次に、３項 高額療養諸費でございますが、支出済額は、10 億 6,690 万 6,120 円であり、2 億 3,798 万 3,880 円の不用額でございます。

次に、４項 その他医療給付費、１目 葬祭費でございます。支出済額 5 億 9,690 万円となり、2,030 万円の不用額でございます。

次に、３款 県財政安定化基金拠出金は、支出済額、１億 1,527 万 2,000 円となっております。

次に、4款 特別高額医療費共同事業拠出金でございます。支出済額は、2,277万3,217円となっております。

次に、5款 保健事業費は、支出済額2億9,107万1,251円でございます。6,404万8,749円の不用額でございますが、健康診査等の受診者数が見込みを下回ったためなどでございます。

次に、6款 基金積立金でございます。国から交付される円滑運営臨時特例交付金を全額特例基金に積立てるものですが、先ほど申し上げましたように、国の交付金が前年度交付から現年度交付に変わったことから、基金への積立はありませんでした。

次に、7款 諸支出金でございます。支出済額は、35億3,090万4,510円であり、862万1,490円の不用額でございます。不用額の主なものとしては、1目 保険料還付金の請求が、見込みを下回ったためなどでございます。

次に、8款 予備費でございますが、19万1,000円を、3款 県財政安定化拠出金に予備費充用いたしました。なお、不用額6億254万7,000円は、平成26・27年度の保険料上昇抑制財源として活用を見込み、予備費で管理しておりました平成24年度剰余金の約5億9,000万円が主なものとなっております。

以上、歳出合計は、予算現額1,531億7,196万3,000円に対して、支出済額は、1,456億4,579万295円であり、75億2,617万2,705円の不用額となりました。

続きまして、「実質収支に関する調書」でございます。まず、一般会計でございます。3 歳入歳出差引額は、4,440万6,000円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5 実質収支額は、4,440万6,000円となりました。これは全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

次に、特別会計でございます。3 歳入歳出差引額は、72億4,633万1,000円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5 実質収支額は、72億4,633万1,000円となりました。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

次に、「財産に関する調書」でございますが、1 公有財産、2 物品、3 債権については、該当ございません。

次に、4 基金の(1)後期高齢者医療制度臨時特例基金でございますが、これは、保険料軽減等に係る財源として、国から交付される、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てたものでございます。前年度末現在高は、14億997万2,309円でございます。決算年度中増減高、11億1,818万674円の減の内訳ですが、基金の目的に沿って取り崩した金額が、11億1,829万2,405円、新たに積み立てた金額は、国の交付金の交付がなかったことから、預金利子11万1,731円の積立のみでございました。この結果、決算年度末現在高は、2億9,179万1,635円となりました。

次に(2)の財政調整基金でございますが、これは、突発的なシステム改修などに備え、平成21年2月の定例議会でご承認をいただき、平成19年度市町村事務費精算金の一部を、積み立てたものでございます。前年度末現在高は、953万4,222円でございます。決算年度中増減高、2,396円の増の内訳ですが、預金利子収入2,396円を新たに積み立てたものとなっております。この結果、決算年度末現在高は、953万6,618円となりました。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（中村一明君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 中村代表監査委員。

決算審査意見の説明

○代表監査委員（中村一明君） ただいま上程されました議第6号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び、議第7号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に係る審査につきまして、ご説明いたします。

決算審査につきましては、6月6日付けで、広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、第3 審査の方法に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についても、おおむね適法かつ適正に執行されているものと認められました。

また、各基金は、それぞれの設置の目的に沿って運用されており、計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議における議論や「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子」が閣議決定されたことにより、本制度は実質的「存続」との結論に至っているところであります。

今後は、高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けることができるためにも、制度の健全な運営に努められるよう要望し、決算審査の意見といたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第7号及び議第8号について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第6号及び議第7号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議第8号、日程8 議第9号及び日程9 議第10号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第7 議第8号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、日程第8 議第9号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び、日程第9 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第8号、議第9号及び議第10号につきまして、ご説明申し上げます。

議第8号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,440万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ5億8,467万4,000円とするものであります。

議第9号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ63億4,058万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,528億2,377万8,000円とするものであります。

議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付等に係る財源の年度間調整を行い、同法第125条第1項に規定する保健事業を円滑かつ効率的に実施するため、地方自治法第292条で準用する同法第241条第1項の規定に基づき積立基金を設置しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤事務局次長。

補足の説明

○事務局次長（佐藤浩之君） はじめに、議第8号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。平成26年度 歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入、歳出につきましては、それぞれ4,440万6,000円を増額計上し、総額を5億8,467万4,000

円とするものでございます。

歳入補正につきましては、3款1項1目 繰越金に4,440万6,000円を増額計上しております。これは、平成25年度の決算認定に伴い、前年度の歳入歳出差引額と本年度の繰越金を同額にしようとするものであります。

次に、歳出補正につきましては、2款1項1目 一般管理費に4,440万6,000円を増額計上しております。これは、平成25年度の事務費として納入いただいた市町村負担金の精算に伴う返還金の計上でございます。

議第8号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましの説明は、以上でございます。

議第9号及び議第10号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） 続きまして、議第9号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

歳入歳出につきましては、それぞれ63億4,058万9,000円を追加し、総額を1,528億2,377万8,000円とするものです。今回の補正は、歳入歳出の決算に伴う剰余金に係るものでございます。歳入に係るもの2点、歳出に係るもの3点です。

まず歳入でございますが、1款1項 市町村負担金について、平成25年度療養給付費負担金の精算による増額でございますが、平成25年度市町村療養給付費負担金の精算に伴い、市町村分の納入額199万9,000円を増額するものです。

7款1項 繰越金につきましては、平成25年度の剰余金を、繰越金として追加計上するものです。金額としては、平成25年度剰余金総額から平成26年度当初予算に計上した分を差し引いた63億3,859万円となります。

続きまして、歳出でございます。6款1項 基金積立金につきましては、医療給付費等準備基金を新たに創設し、17億2,452万1,000円を積み立てするものです。

内訳といたしましては、平成25年度繰越金から国・支払基金・市町村に精算返還した残額12億3,013万9,000円、平成25年度療養給付費負担金の精算による増額分199万9,000円、平成27年度保険料率上昇抑制財源として予備費計上しておりました4億9,238万3,000円の3つの合計額となります。

新たに創設する医療給付費等準備基金の内容については、この後、再度ご説明いたします。

7款1項 償還金及び還付加算金につきましては、給付費実績などに基づき平成25年度分負担金等の精算に伴い、51億845万1,000円を増額し、国・支払基金・市町村に返還するものです。

8款1項 予備費につきましては、減額して4億9,238万3,000円を基金に積み立てするものです。

以上が議第9号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。

引き続き、議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について、ご説明いたします。

後期高齢者医療制度については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から施行されておりますが、これまでそのあり方について、さまざま国会で議論されてきたところです。

そのような中で、昨年8月にとりまとめが行われた国の社会保障制度改革国民会議の報告書では、「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当である。」とされたところです。

これまで本広域連合では、制度の廃止が決定されていたこともあり、あらためて基金の設置をせずに、決算に伴う歳入歳出差引額のうち、補助金等の精算による返還額と剰余金を、翌年度の予備費に一括で計上し管理してまいりました。

しかしながら、本広域連合としても、社会保障制度改革国民会議の答申を踏まえ、これまで予備費として計上してまいりました財源について、剰余金を明確にし、医療保険者の責務として、保険料率上昇抑制財源の確保や保険料で充てるべき事業を展開するための独自財源の管理を行うことを目的として、基金の設置を提案するものです。

なお、全国的にみると、47都道府県中、32の広域連合、また、東北6県中、3つの広域連合でこれに類似する基金を持っております。

以上、議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長(蒲生光男君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○10番(佐藤誠七透君) 議長。

○議長(蒲生光男君) 佐藤議員。

○10番(佐藤誠七君) このたび、準備基金を設置して積み立てをすることですが、基金としてどの程度の金額を積み立てるのが適正なのか、お考えを聞かせていただきたい。

○事務局次長(佐藤浩之君) 議長。

○議長(蒲生光男君) 佐藤事務局次長。

○事務局次長(佐藤浩之君) ただいまの質問にお答えいたします。この準備基金に積み立てする金額につきましては、これまで予備費の方に計上して管理してまいりましたが、2年間の特定期間の中で管理するもので、次期特定期間の保険料を算定する際に、全額保険料の上昇抑制財源として、つぎ込むような形になります。ですから、あくまでも次期特定期間の抑制財源の管理をするために

置かせていただくというもので、目標額を定めて積立額を積み増していくという性質のものではないとご理解をいただきたいと思います。

○議長（蒲生光男君） 佐藤議員、ただいまの事務局の答弁でよろしいでしょうか。
他にございませんか。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） 条例の条文の関係で2点ほど確認させていただきたいのですが、第3条の第1項ですが、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」となっていますが、2年間の特定期間の中で2年間の定期預金というのも含めて検討されるのかどうか、これをどう読むのかという説明と、次の第2項で「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」となっていますが、今の説明ではそこまで必要がないのではというようにも受けとめられるのですが、これが出てきた背景についても説明をいただきたいと思います。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） お答え申し上げます。管理につきましては、2年間という期間になりますが、2年の間に当然、保険料不足の際には使う前提の金額も含まれていますので、そのあたりを勘案しながら、最も有利な利率での積立をさせていただこうかと考えております。

後段のご質問でございますが、原則としてこの基金につきましては、次期特定期間の保険料上昇抑制財源、あるいは、現特定期間に繰越ししている年度間の調整財源という性質ですが、これとは別に、新たに国の方で、後期高齢者医療制度につきましても、保健事業の方を実施計画を立ててやりなさいというような動きになっています。

まだ計画も策定していない段階ですが、保健事業となりますと複数年にまたがってということにもなりますし、国の方では保健事業の財源として保険料ということも念頭に置かれているようですので、複数年にまたがっての保健事業を展開する際の財源を管理する基金という性格も一方ではあるということで、今回このような形にさせていただいたところです。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） 保険料の絡みで有価証券も必要な場合もあるという理解でよろしいでしょう

か。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） はい。そうです。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） わかりました。一定の理解をしたいと思いますが、全都道府県のうち47分の32というようなことでありますので、運用の流れの中でも他広域連合のなかに先行事例があるでしょうから、今後の動向を見ながら、基金が有効利用されることを期待したいと思います。終わります。

○議長（蒲生光男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議第8号、議第9号及び議第10号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第8号、議第9号及び議第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（蒲生光男君） 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。
閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

広域連合長あいさつ

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

本制度につきましては、社会保障制度改革国民会議の議論を経て、必要な改善を行いつつ存続することとなりました。

広域連合といたしましては、国の動向等を見守りながら、県や市町村と連携し各種施策を実施して参る所存であります。

また、制度運営に必要な財源につきましても、引き続き国に要望して参ります。

併せて、高齢者が安心して健康な生活ができるよう、医療の確保に努めてまいりたいと存じますので、皆様には更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（蒲生光男君） これをもちまして、平成26年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。議事運営に際しまして、ご協力を賜り心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後2時52分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲生 光男

署名議員 高橋 勝文

署名議員 浦山 文一